

# 法人の破産手続開始の決定の特例措置

法務省

## 法人の破産手続の概要

### 破産手続

債務者の全財産を充てても借金等を返済できない場合に、債務者の財産を金銭に換えて債権者に公平に分配することを内容とする裁判所の手続

#### 破産手続開始の申立て

**債務者**である法人のほか、**債権者**は、破産手続開始の申立てをすることができます。



#### 破産手続開始の決定

法人である債務者が**支払不能**又は**債務超過**にあるときは、裁判所は、破産手続開始の決定をします。



債務の確定、財産の換価、  
債権者への配当など

#### 支払不能とは

返済時期の来た借金等を一般的かつ継続的に返済することができない状態をいいます。

#### 債務超過とは

債務者が負っている借金等が資産を上回る状態をいいます。

## 特例措置の内容

**令和6年能登半島地震**により**債務超過**に陥った法人については、**債権者**から破産手続開始の申立てがされたとしても、裁判所は、

**令和7年12月31日までの間**

破産手続開始の決定をすることができず、その決定を留保しなければならないこととなります。

ただし、次のいずれかの場合には、この特例は適用されません。

- ① その法人が**清算中**である場合
- ② その法人が**支払不能**である場合
- ③ その法人が**自ら破産手続開始の申立て**をした場合